

昭和 29 年 12 月

新生活運動指導要綱

新生活指導委員会設置要綱並びに委員名簿

附 人口問題解決の基盤としての新生活運動

財団法人 人口問題研究会

新生活運動指導要綱

新生活指導委員会決議（昭和29年12月2日）

1. 趣 旨

およそ人口問題は直ちに国民の家庭生活につながる。国民の家庭生活を刷新しその向上を図り、そこに現実的基盤をがっしり据えてこそ、われらの人口問題は力強くその解決の途につくことができる。

今日、わが国民の家庭生活は戦後の急激な社会変動の渦中にもまれ、刷新向上はおろか、ほとんどまったく混迷の実情にある。

このままで行くと人口問題の解決もむづかしく、まして真に民主的な文化国家、福祉国家の実現、国家緊急の経済自立のごときは到底望み難いところであろう。

こう考えてくると、あらゆる職域、地域にわたり国民の生活を刷新し向上させるために一大運動を展開しなければならぬことが痛感される。そして家庭生活の日常においてこの効果を十二分にあげなければならぬ。人口問題の解決はここにそのしっかりした基盤を得、真の文化国家、福祉国家の実現もまたその上に立って力強く約束される。

われらはこういう意味で、これから具体的で实际的な一大運動を展開しようとするのであるが、この運動を呼んで「新生活運動」という。

2. 目 的

われらの「新生活運動」はもちろん人間の尊重、人間性の本質

の上に立つ。要は生活の充足、人間完成のための運動である。よってあらゆる職域、地域にわたり、近代的な道徳的、合理的、計画的の家庭生活を実現するよう現状に即して具体的に指導し、基盤をここに置いて人口問題を解決し、ひいて真に民主的な文化国家、福祉国家の建設に導こうとするのである。

関係諸機関および諸団体の協力と一般大衆の支持を得て、この運動が国民的に展開することを待期する。

3. 方 針

この運動は次のような要領により現実に即し實際的に推進する。

- (1) この運動は近代的合理主義にもとずき、人と物と両面を兼ねて計画的で幸福な家庭生活を設計し、その刷新向上を期する。
- (2) この運動は特に家族の大きさを合理的計画的に調整するため近代的「家族計画」の理念にもとずく受胎調節の普及および実現を期する。
- (3) この運動はたゞに人口の量的調整にとどまらず、その質的向上を期する。すなわち、
 - (A) 自主的に、計画的な家庭生活を創造し、
 - (B) 心身ともに健康で優秀な能力をもつ人々を多数育成することに努める。
 - (C) この努力はやがて国の生産を増強しその経済の自立に有効でなければならぬ。
 - (D) 特に婦人の家庭生活における負担を合理化し、その人格を尊重し、家庭生活の安定向上を計ることに努める。
- (4) この運動は近くは家族間の縦横たがいの支え合い、進んで国家社会につながる人人たがいの連帯意識面を強調する。このよ

うな家庭生活の調和から出発して社会生活一般の調和を図り社会緊張を和らげるよう家庭道徳ひいては社会道徳の確立を期し、特に職場におけるその実践指導に力を尽す。

- (5) この運動は、あらゆる職域、地域にわたる。しかもそれぞれの職域、地域に適應した現実的で具体的な仕方により全国すみすみにまで浸透させ、すべての家庭がもりあがる自発的意欲をもって実践するよう努力する。

4. 実施要領

(1) 宣 伝

新聞、雑誌、ラジオ、テレビジョン、映画、演劇等あらゆる機会を利用してこの運動の宣伝に努める。あわせて関係諸機関、諸団体の協力を得て、講演会、展示会等を開催し、宣伝用印刷物の大量発行を行う。

(2) 連絡提携

— 関係諸機関、諸団体にあらゆる機会を捕えて呼びかけることに努める。かねて職域的、地域的懇談会を開催し、事業所、地域社会の積極的協力を促進する。

(3) モデル事業所、モデル地域を設定

この運動を理想的に展開し世間に率先するとともに、この運動の向上発展に資する調査研究を行うためのモデル事業所、モデル地域を設け、特に入念な指導を行う。

(4) 新生活指導者の養成訓練

この運動の趣旨にもとずき、新生活指導者の養成訓練に努め、事業所または地域の需要に応じる。

(5) 参考資料の編集発行

この運動に関する事例集をはじめとして、道徳——社会道徳、
家族計画、人口問題等に関する指導上の参考資料の編集発行に
努める。

以上

財団法人人口問題研究会新生活指導委員会設置要綱

1. 趣 旨

わが国が当面するきびしい人口問題を解決に導く根本は国民各自が真にこれに適合する近代的、道徳的、合理的、計画的な日常生活を営むにある。

国民生活の現状をかえりみれば、人口対策の見地からこのようにその生活を指導することが、人口対策徹底の根本的要件であり、国民生活を通じて人口問題の解決を促進する基礎である現下喫緊の要務といわなければならない。

ここにかんがみ、本会は、学識経験者を集めて新生活指導委員会を設け、人口対策の見地から生活指導に関する諸般の重要事項を審議検討し、職域的、地域的生活指導運動の基礎に役立てようとするものである。

2. 名 称

本委員会はこれを財団法人人口問題研究会新生活指導委員会と称する。

3. 目 的

本委員会は人口対策の見地から生活指導に関する重要な事項を審議し、この種の職域的、地域的生活指導運動を国民的に展開し、関係諸機関および諸団体の連絡協調を保ちながら人口問題解決の根本に資することを目的とする。

4. 組 織

(1) 本会顧問、役員およびその他の学識経験者50名以内を委員とし、本会理事会の承認を経て理事長これを委嘱する。

(2) 本委員会の会長は本会理事長とする。

(3) 必要ある場合には本委員会の決議によつて小委員会を置くことができる。

小委員会の委員長は委員会の承認を得て会長これを委嘱する。

(4) 本委員会に幹事若干名を置く。

幹事は財団法人人口問題研究会幹事がこれに当る。ただし、必要ある場合には、本委員会会長は別に幹事を委嘱することができる。

5. 運 営

- (1) 本委員会の審議事項は本委員会の議決によつてこれを定める。
- (2) 本委員会は実践的事項を定めてこれを審議する。
- (3) 本委員会において特定の事項について審議を終えたときはこれを決議として本会に報告する。

この決議の処理は重要な事項については本会理事会の議決によつて定める。

- (4) その他、本委員会運営上必要な事項は本委員会においてこれを決議する。

昭和三十九年七月三十日

財団法人人口問題研究会新生活指導委員会委員名簿

(ABC順)

- | | | |
|----|-------|------------------|
| 1 | 新居善太郎 | 母子愛育会理事長 |
| 2 | 井上寿徳 | 日本鋼管労務部長 |
| 3 | 太宰博邦 | 厚生省児童局長 |
| 4 | 藤田たき | 労働省婦人少年局長 |
| 5 | 藤原勘治 | 毎日新聞社相談役 |
| 6 | 福田邦三 | 東大教授医博 |
| 7 | 原富男 | 社会道德協会常任理事文博 |
| 8 | 本多竜雄 | 厚生省人口問題研究所調査部長 |
| 9 | 葛西嘉資 | 元厚生次官 |
| 10 | 加藤シズエ | 参議院議員 |
| 11 | 北岡寿逸 | 国学院大学教授 |
| 12 | 木山茂彦 | 常盤炭鉱盤城鉱業所総務部次長 |
| 13 | 小牧泰介 | 日本鋼管取締役 |
| 14 | 古屋芳雄 | 国立公衆衛生院々長医博 |
| 15 | 小山進次郎 | 厚生大臣官房総務課長 |
| 16 | 工藤昭四郎 | 東京都民銀行頭取 |
| 17 | 松岡駒吉 | 社会党顧問 |
| 18 | 三原信一 | 毎日新聞社人口問題調査会事務局長 |
| 19 | 森山豊 | 横浜大学教授 医博 |
| 20 | 灘尾弘吉 | 衆議院議員 |
| 21 | 永井亨 | 人口問題審議会々長代理経博 |
| 22 | 那須皓 | 農村更生協会会々長農博 |
| 23 | 小江利得 | 日本経済新聞社顧問 |
| 24 | 大越新 | 常盤炭鉱社長 |

- | | | | | | | |
|----|---|---|---|---|-----------------------------|----------------------|
| 25 | 岡 | 崎 | 文 | 規 | 厚生省人口問題研究所 [*] 長経博 | |
| 26 | 奥 | | む | め | お | 主婦連合会 [*] 長 |
| 27 | 太 | 田 | 敏 | 正 | 日本鋼管厚生課長 | |
| 28 | 下 | 条 | 康 | 磨 | 日本人口学会 [*] 長経博 | |
| 29 | 下 | 村 | | 宏 | 人口問題審議会 [*] 長法博 | |
| 30 | 篠 | 崎 | 信 | 男 | 厚生技官人口問題研究所調査部 | |
| 31 | 館 | | | 稔 | 厚生省人口問題研究所総務部長 | |
| 32 | 寺 | 中 | 作 | 雄 | 文部省社会教育局長 | |
| 33 | 寺 | 尾 | 琢 | 磨 | 慶大教授経博 | |
| 34 | 床 | 次 | 徳 | 二 | 衆議院議員 | |
| 35 | 友 | 枝 | 高 | 彦 | 社会道德協会 [*] 長 | |
| 36 | 渡 | 辺 | 智 | 多 | 雄 | 読売新聞社図書編輯部長 |
| 37 | 渡 | 辺 | | 定 | 寿命学研究会理事長 | |
| 38 | 山 | 際 | 正 | 道 | 日本輸出入銀行副総裁 | |
| 39 | 山 | 口 | 正 | 義 | 厚生省公衆衛生局長 | |
| 40 | 山 | 中 | 篤 | 太 | 郎 | 一橋大学教授経博 |
| 41 | 山 | 本 | 松 | 代 | 農林省生活改善課長 | |
| 42 | 山 | 本 | | 杉 | 医 博 | |
| 43 | 山 | 室 | 民 | 子 | 社会道德協会理事 | |
| 44 | 安 | 田 | | 巖 | 厚生省社会局長 | |
| 45 | 矢 | 島 | 八 | 洲 | 夫 | 朝日新聞社取締役 |

[附 録]

昭和 29 年 5 月 1 日

人口問題解決の基盤としての新生活運動

—日本鋼管川崎製鉄所モデル・ケース実施概要—

財 団 法 人
人 口 問 題 研 究 会

人口問題解決の基盤としての新生活運動

1. 序

わが国の人口問題がいよいよ深刻なものとなつてきていることは、いまさら云うまでもない。終戦後の過剰人口の圧力は、国民の生活を色々な形で圧迫しているが、国民自体もこれに即応してさまざまな自主的運動を行つている。国民の間に、新生活、生活改善運動が期せずして盛んになつて来たものその現れの一つである。この運動は各個人の生活設計に基づき、自分の生活の不合理を発見し、それを改めるために工夫し実践する極めて素朴な精神に出発している。けれども自分の知慧の光りで生活を明るく、楽しくしようとするためには知性を働かせ意志を強くしなければならない。したがつて本運動は、合理性を尊び情操を豊かにし具体的に実践しようという人間練成を包含した社会教育運動の一つでもある。

このような運動は、個人がなし得る範囲から出てさらに共同して行わるべき範囲に発展する性質を持つてゐる。ために広く一般国民運動に通じているのである。

合理的な計画のもとに高く理想を掲げるこの運動のなかには、すでに若干の具体化したものもある、たとえば地域社会における共同目的のもとに行われた集団的生活改善の一つ——共同炊事・共同保育所等がそれである。

しかし、これらは主として地域社会を単位としているもので、まだ職域集団には及んでいない。

この時に当り財団法人人口問題研究会は、日本鋼管株式会社川崎製鉄所の自主的な生活改善運動の組織化とその展開を積極的に協力し、その指導の任に当り、着々その成果を取めている。

このような運動は、必然的に他の企業体にも影響を及ぼし今や多くの企業体にこの種運動展開の気運が醸成されている。

人口問題研究会は、自主的意慾によるこのような生活改善運動を国民運動にまで発展せしめ、社会教育一般の立場からその意義を明かにし、同方向の精神運動と相待ち、消費生活の合理化、貯蓄の奨励、家族生活の設計等々を通じて人口問題の解決に貢献しようとするものである。

2. 企業体におけるこの種運動発展の動機

現在までの各企業体の勤労管理は、従業員勤務時間に限られ従業員の生活母体たる家族生活に対する考慮はあまり多く払われてない。しかし明日の生産にそなえる労働力蓄積のことを思えば、従業員の家族生活に対し改めて人間味豊かな処置が講ぜられなければならない。

いま労働災害の一般状況を、死亡者と永久一部労働不能者について見ると、労働省労働統計調査部の報告によれば、前者は昭和24年を百として毎年増加し、昭和26年は132%の最高に達し昭和27年はやや減少したが、なお122%もある。

後者は年々増加するばかりで、昭和27年は175%にもなっている。このような労働災害の直接原因は設備老朽、偶発事故、不注意等であるが、作業員自身の心身の不安疲労がその素因となつて見逃しがたい事実であり、しかもそれが主として不幸な家庭生活の内部的事情から導かれているものである。

また人工妊娠中絶の一般状況は、厚生省公衆衛生局の調査によつて優生保護法による届出数をみると、昭和24年24万6千、昭和25年48万9千、昭和26年63万8千、昭和27年80万5千と増加し、昭和28年には106万7千、ついに百万の線を突破、今後益々増加の傾向にある。

このような状況は、母体保護ないし道徳的見地からみてすこぶる問題がある。よつてここに、「安全は家庭から」、安全の基礎を家庭に求めなければならぬ必要を痛感するに至つたのである。

たまたま終戦後日本鋼管株式会社川崎製鉄所従業員の出生率は、全国平均の約3倍に近く人工妊娠中絶率は全国平均の約1.5倍に達し、しかも34才以下の若年令層における妻帯者が多い。このような事実によつて同会社は家族生活設計の必要を痛感したのである。

3. 新生活運動実施概要

日本鋼管株式会社川崎製鉄所は、従業員14,300名、その新生活運動の第1段階としては社宅地区約1,000世帯を対象とし第2段階としては4,000世帯、第3段階は3,000世帯を予定しながら、運動の実施に着手している。この運動中特に家族計画（家庭生活の設計）運動を展開するに当つては、その総括的指導に、財団法人人口問題研究会が当り、具

体的指導面は企業体の厚生課、保健課、鋼管病院等がそれぞれ分担している。さらに個別指導には、優生保護法によつて認定された助産婦が家族計画指導員となつて当ることになつている。この助産婦に対しては人口問題研究会が再教育を行いその修了者およそ 20 名が家族計画指導員に選ばれている。

新生活運動の組織は、委員長に川崎製鉄所副所長を、副委員長には各従業員の主婦の代表を当て、その下に各地区別の推進委員をおき、この推進委員には各家庭の主婦が当り、それぞれ各世帯 5 ないし 10 を受持ち、指導員との連絡および世話を見ることになつている。

したがつてその運営は、年 1 回開会してその主意を了解させるための新生活運動大会、各推進委員から成る代表者会議各家庭の主婦と推進委員とから成る各地区委員会などの活動による。

これと平行して家族計画指導員は 1 人 1 年 200 夫婦から 350 夫婦を単位として受持ち、毎日これら家庭を訪問して個別指導を行う。また月 1 回定例合同協議討論会を開く。合同協議討論会には人口問題研究会および企業体の厚生課、鋼管病院からそれぞれ参加し、具體的な面における総合統一、および指導方法を調整し研究し検討する。

家族計画以外の新生活運動については、それぞれ担当者を定めて指導し、必要の場合には専門家を迎えて指導を受ける。またこの種の運動が道徳面に多くの顧慮をうべきは云うまでもない。

よつてこの方面については社会道徳協会（会長友枝高彦、理事長永井亨）の後援協力を得ることになつている。同協会は「社会道徳は家庭道徳から」という標語のもとに本運動に参画している。

本運動のスローガンとしては次の三点が掲げられてある。

1. 新生活運動は日夜生産に従事する夫の留守を守る家庭婦人が誇りをもつて幸福な家庭と明るく秩序正しい社会を築くための礎となる運動です。
2. 新生活運動は、隣人愛と相互扶助を基として、互に教養を高め道義を高揚し、生活の向上を図つて行く運動です。
3. 新生活運動は、日本鋼管川崎製鉄所従業員およびその家族を対象とし、厚生課が中心となつてこの仕事に当つて行くものです。

このような運動要領の下に、具体的な実施項目としては次のようなことが提唱されている。

1. 生活の合理化に関すること

イ 衣食住の改善

ロ 貯蓄の奨励

ハ 相互扶助

ニ 習慣の簡素化

ホ 能率的処理

2. 保健衛生に関すること

3. 家族計画（受胎調節）に関すること

4. 育児ならびに子女の教育に関すること

児童の不良化防止

5. 社会作法および公衆道徳に関すること

6. 教養に関すること

イ 講座，講演，懇談会の開催

ロ 各種講習会（和洋裁，編物，染色，料理等）

7. 従業者およびその家族の慰安に関すること

イ 幻灯，演芸，おはなし，その他

ロ リクレーションの奨励

8. 親睦会，見学，その他

4. 第一段階実施の結果

まず、1,000 世帯の個別的指導は専ら家族計画を中心として行われたが、指導前の実状と指導の状況を述べれば次のようである。

家族生活の設計を合理的に考えなかつた夫婦は 19.3% 減少し、特に 40 才以上の夫婦ではそれが著しくその減少割合は 22 % を越えている。

次に生活合理化に関し意欲の最も少ない教育程度の低い工具層において格段の効果が現れ家族計画の実行者が 17 % 以上に増した。

したがって前からすでに行っているものと指導によつて各家庭が家族計画（受胎調節）

を実行し始めたものを総計すると 65.6% となる。

なお現在は妊娠中その他の事情で実行していないものでも近い将来において家族計画（受胎調節）を実行しようというものは 33.6% に達し、これを加えればほとんど大半は本運動に積極的に参加し、運動の効果を示し始めている。その他の諸問題においては、今後なお十分に、社会教育の見地から行うべきもの検討すべきものもあるが、国民的自觉の上に立つて自主的な運動となるためにはさらに指導面の拡充強化が望ましい。

なお合理的予算生活へ切替えるために、会社は、各家庭に家計簿を無料配布し、その記入法の講習を行うとともに、計量コップを無料配布して調理法の合理化を促進し、食生活の改善からひいては食料問題の解決にむかつて尽力している。

このようにしてこの企業体の新生活運動は今や軌道に乗ってきたのである。

5. この運動展開に伴う社会的諸反響

人口問題研究会の指導による職域団体における新生活運動として、本企業体のモデルケースは、各方面の多大の共感を得影響を及ぼし、新聞ラジオその他に報道されている。

最近（昭和 29 年 6 月）銀座松屋において開催された全国主婦連合会の新生活展ではその大体が展覧されて話題となつている。

これと平行して数多の企業体は本運動の展開に賛意を表明し、人口問題研究会にその指導を要請する向きが多いのみならず、全国主婦連合会（会長奥むめお）もまた人口問題研究会の後援を得て地域的に新生活運動を展開しようとしている。

このような状況に対応して人口問題研究会は、別紙のように新生活指導委員会を設け、関係諸機関および団体との連結協調を保ちながら、運動の方針を立て計画を定め、広く国民各層に呼びかけて社会教育のための国民運動の展開を期している。



借り出したときは

- 本
- 必
- よ
- 折
- ま

国立社会保障・人口問題研究所



1 5 8 0 3 4

う。
う。
う。
う。
う。

#071* 5*2

人口問題研究会
新生活運動指導要綱 新生活指導委員会設置要綱
並びに委員名簿 附 人口問題解決の基盤としての
新生活運動./ 東京：人口問題研究会， '54.12
15pp., ;26cm